

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 4 号

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 2 5 年四日市市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(添付図書等)			(添付図書等)		
第 3 条 省令第 4 1 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確認に必要又は不要と認める図書とする。			第 3 条 省令第 4 1 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確認に必要又は不要と認める図書とする。		
区分	必要と認める図書の種類	不要と認める図書の種類	区分	必要と認める図書の種類	不要と認める図書の種類
法第 5 4 条第 2 項(法第 5 5 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る	(略)		法第 5 4 条第 2 項(法第 5 5 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る	(略)	

低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する<u>特定構造計算基準</u>又は<u>特定増改築構造計算基準</u>に適合するかどうかの審査を要するとき（<u>同項各号に掲げる確認審査</u>を同項<u>ただし書の建築主事等</u>が審査をする場合を除く。）		低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項<u>本文の特定構造計算基準</u>又は<u>特定増改築構造計算基準</u>に適合するかどうかの審査を要するとき（<u>同項ただし書の特定構造計算基準</u>又は<u>特定増改築構造計算基準</u>に適合するかどうかを同項<u>ただし書の建築主事</u>が審査をする場合を除く。）	
（略）		（略）	
2 （略）		2 （略）	

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

下記の低炭素建築物新築等計画の認定申請については、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

四日市市

4 認定しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第 9 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

(級)建築士()登録第 号 氏名
 確認者 (級)建築士事務所()知事登録第 号
 建築士事務所名
 (※) [工事施工者の商号又は名称
 建設業許可(大臣・知事)(特・般一)第 号
 主任(監理)技術者氏名]

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素化のための建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

1 認定建築主

2 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果 (不適の場合には、認定建築主 に対して行った 報告内容)
躯体の外皮性能				
空気調和設備 (住宅にあって は暖冷房設備)				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
エネルギー利用 効率化設備				
再生可能エネル ギー利用設備				
その他低炭素化 に資する措置				

(※) 欄は、建築士による計画に従って建築工事が行われた旨の確認により難しく、工事施工者が確認した場合に、記載してください。

附 則

この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部建築指導課)